

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第4章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。

第1節 防災関係機関の活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の市及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

1 焼津市

【東海地震注意情報発表時等】

区分	内 容	
事前配備体制	事前配備体制の設置	東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。
焼津市地震災害警戒本部設置準備体制	地震災害警戒本部設置準備体制の設置	東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して焼津市地震災害警戒本部設置準備体制（以下「警戒本部準備体制」という。）を確保し、焼津市地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施する。
	組織体制 職員の動員（配備）	ア 警戒本部準備体制の配備体制は、配備基準の第二配備とし、本部員及び本部職員の動員を行う。 イ 本部員及び本部職員は、東海地震注意情報発表の報道に接したときは、動員の命令を待つことなく所定の場所に参集するものとする。

区分	内 容
応急対策の内容	東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、次のとおりである。 (1) 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化 (2) 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 (3) 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 (4) 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 (5) 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 (6) 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 (7) 志太消防本部消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保 (8) 必要に応じて要配慮者の避難のための津波避難場所の開設 (9) 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備 (10) 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携 ア 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。 イ 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を焼津警察署に要請する。 ウ 市民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。 (11) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備
消防機関の措置	(1) 消防団は、団員の連絡体制の確保 (2) 必要に応じて市民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

区分	内 容
焼津市地震災害警戒本部	(1) 焼津市地震災害警戒本部の設置 市長は、警戒宣言が発せられたときは、焼津市地震災害警戒本部（以下「焼津市警戒本部」という。）を焼津市消防防災センター1階に設置する。 (2) 焼津市警戒本部組織及び所掌事務 焼津市警戒本部の組織及び所掌事務は、焼津市地震災害警戒本部条例（昭和54年焼津市条例第23号）（資料編（地震対策）別紙－1－1①）及び焼津市災害対策本部等運営規定（昭和58年訓令甲第6号）（資料編（共通対策）3－2－1⑥）の定めるところによるが、その主な概要は次のとおりである。

区分	内 容	
焼津市地震災害警戒本部	組 織	焼津市警戒本部に、本部長、副本部長、本部員及び本部職員を置く。 ア 本部長 （ア）本部長は、市長をもって充てる。 （イ）本部長は、焼津市警戒本部の事務を統括し、本部員及び本部職員を指揮監督する。 イ 副本部長 （ア）副本部長は、副市長をもって充てる。 （イ）副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。 ウ 本部員 （ア）市長がその部内の職員のうちから指名する者 （イ）教育長及び教育委員会の事務局の長 （ウ）市議会の事務局長 （エ）志太消防本部職員のうちから市長が委嘱する者及び消防団長 （オ）静岡県警察のうちから市長が委嘱する者 （カ）焼津市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者 エ 本部職員は、市の職員から市長が任命する。本部職員は本部員を補佐する。 オ 部及び班 （ア）本部に部を置き、それぞれの部に本部長が定める班を置く。 （イ）部に部長を置き、本部員のうちから本部長が命ずる。 （ウ）班に班長を置き、本部職員のうちから本部員が命ずる。 カ 警戒本部会議 （ア）本部長は、災害対策の重要事項を協議するため、必要と認めたときは本部会議を招集する。 （イ）本部会議は、本部長のもとに副本部長及び本部員をもって構成する。
	所 掌 事 務	焼津市警戒本部は、概ね次の事項を実施する。 ア 警戒宣言、東海地震予知情報の市民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達 イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携 （ア）必要に応じ、地震防災応急対策の実施に関し、県職員の派遣等必要な事項を要請する。 （イ）必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を焼津警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県・県警察本部等にそれぞれ要請する。 （ウ）市民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。 ウ 避難の指示又は警戒区域の設定 エ 志太消防本部職員、消防団員及び水防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備 オ 消防、水防等の応急措置 カ 避難者等の救護 キ 緊急輸送の実施 ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入 ケ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備 コ 自主防災組織活動の指導、連携 サ その他地震防災上の措置
	職 員 の 動 員 （ 配 備 ）	ア 警戒本部設置時の配備体制は、配備基準の第三配備とし、市長は、市職員全員の動員を行う。 （資料編（地震対策）別紙－１－１②） イ 市職員は、判定会招集及び警戒宣言の発令の報道に接したときは、動員の命令を待つことなく所定の場所に参集する。

区分	内 容
その他地震防災上の措置	消防団、水防団 ア 情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立 ウ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施 エ 水利の確保（流水の堰止め等を含む。） オ 市民等の避難誘導 カ 資機材の点検、配備及び確保準備 キ 警戒区域からの避難確保のパトロール ク 救助用資機材の確保準備 ケ その他状況に応じた防災、水防活動

2 消防機関

区 分	内 容
志太消防本部	焼津市警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 （１）情報の収集と伝達 （２）消火活動、救助活動の出動体制の確立 （３）地域住民への避難の指示の伝達 （４）出火防止のための広報 （５）消防職員の参集等防災体制の確保 （６）消防職員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備

3 静岡県警察（焼津警察署）

区 分	内 容
静岡県警察 （焼津警察署）	（１）地震関連情報の収集伝達 （２）民心安定等のための広報 （３）避難指示の伝達、退去の確認及び津波避難場所の安全確保・秩序維持等 （４）社会秩序維持のための取締等 （５）交通路、避難路、緊急輸送路の確保

4 防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
防災体制の確保	東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。
応急対策	東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。 ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市町との情報の共有 イ 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報 ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施 エ 利用者等の社会的混乱を防止する活動 オ 県及び市町が実施する応急対策の連絡調整 カ 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備 キ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監視
財務省東海財務局 （静岡財務事務所）	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
農林水産省関東農政局	ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導
経済産業省 関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保
国土交通省 中部地方整備局 （静岡河川事務所、静岡 国道事務所、清水港湾事 務所）	ア 施設対策等 （ア）河川管理施設等の対策等 （イ）道路施設対策等 （ウ）港湾施設対策等 （エ）営繕施設対策等 （オ）電気通信施設等対策等 イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 ウ 他機関との協力 エ 広報
国土地理院 中部地方測量部	関係機関とさらなる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。
気象庁東京管区气象台 （静岡地方气象台）	ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報 イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説 ウ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること。
海上保安庁 第三管区海上保安本部 （清水海上保安部）	ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 イ 湾内における船舶交通の入港制限、禁止 ウ マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導

(2) 指定公共機関

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
日本郵便株式会社東海支社 （焼津郵便局）	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ 郵便物、施設等の被災防止
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療救護班の派遣準備 イ 血液製剤の確保及び供給の準備 ウ 救援物資の配布準備 エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会（静岡放送局）	ア 地震に関する情報の迅速な伝達 イ 市及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
中日本高速道路株式会社 (東京支社)	ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検
東海旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社	ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 イ 列車の運転規制 ウ 旅客の避難、救護 エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
西日本電信電話株式会社 (静岡支店)、 株式会社NTTドコモ東海支社 (静岡支店)	ア 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施 イ 防災関係機関の重要通信の優先接続 ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
岩谷産業株式会社、 アストモスエネルギー株式会 社、 株式会社ジャパングスエナジ ー、 ENEOSグローブ株式会社、 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へ のLPガスの配送
日本通運株式会社(焼津支店)、 福山通運株式会社(焼津支店)、 佐川急便株式会社(大井川営業所)、 ヤマト運輸株式会社 (大井川センター)、 西濃運輸株式会社(藤枝支店)	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保
中部電力株式会社、 中部電力パワーグリッド株式 会社(藤枝営業所)	ア 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部(非常災害対策本部)の設置 イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対 し動員準備を要請 ウ 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進 エ 電気による災害の予防広報の実施 オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動 に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
KDDI株式会社、 ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合 会中部支部、 一般社団法人全国中小建設業 協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(3) 指定地方公共機関

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会、 一般社団法人静岡県歯科医師会、 公益社団法人静岡県薬剤師会、 公益社団法人静岡県看護協会、 公益社団法人静岡県病院協会	ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ 救護班の派遣又は派遣準備
東海ガス株式会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報 イ 施設の点検等災害予防措置

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県ＬＰガス協会（藤枝地区会）	ア 需要家に対するＬＰガスによる災害の予防の広報 イ 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
静岡放送株式会社、 株式会社テレビ静岡、 株式会社静岡朝日テレビ、 株式会社静岡第一テレビ、 静岡エフエム放送株式会社	ア 報道特別番組の編成 イ 東海地震予知情報、国、県、市町、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送 ウ 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
一般社団法人静岡県トラック協会（中部分室）、 一般社団法人静岡県バス協会、 商業組合静岡県タクシー協会（志太榛原支部焼津市区）	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
土地改良区 （大井川土地改良区）	ア 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配 イ 緊急点検

（４）自衛隊

【東海地震注意情報発表時】

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊東部方面隊 ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 各部隊の災害派遣準備 エ 情報組織の展開 オ 県庁等への連絡班の派遣 カ 通信組織の編成等
海上自衛隊横須賀地方隊 ほか	ア 指揮所の設置準備 イ 各部隊の災害派遣準備 ウ 県庁等への連絡班の派遣等 エ 県及び防災関係機関との連絡体制の強化
航空自衛隊第１航空団 （浜松基地）ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 情報組織の展開 エ 県庁等への連絡班の派遣 オ 偵察機の待機及び航空機の避難準備等

【警戒宣言発令時】

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊東部方面隊 ほか	ア 県庁等への方面現地調整所の開設 イ 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備 ウ 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
海上自衛隊横須賀地方隊 ほか	ア 指揮所の設置（防災派遣命令後） イ 災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立 ウ 地震防災派遣を開始 エ 東部方面総監部への連絡員の派出 オ 災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等
航空自衛隊第1航空団 （浜松基地）ほか	ア 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化 イ 地上部隊の災害派遣の準備 ウ 浜松基地等の練習機の域外基地への避難 エ 救難機の周辺基地への集中 オ 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

第2節 情報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

1 焼津市、志太消防本部

区 分	内 容				
東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知	（1）県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては防災担当課、勤務時間外及び休日等においては、志太消防本部情報指令課において行うものとする。 なお、焼津市警戒本部設置後においては、焼津市警戒本部において受理するものとする。 （2）警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン、警鐘）を用いて、地域住民等に伝達するものとする。 防災信号の吹鳴パターン <table border="1"> <tr> <td>サイレン</td><td>吹鳴（約45秒） 休止（約15秒）</td></tr> <tr> <td>警鐘</td><td>5点連打 ○—○—○—○—○</td></tr> </table> （3）東海地震注意情報、東海地震予知情報は、同時通報用無線、電話、広報車、自主防災組織・消防団等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。 （4）職員に対する伝達は、勤務時間内は主に庁内放送で行い、勤務時間外、休日等については、資料編（地震対策）別紙—1—1②に定める情報伝達システムにより行う。	サイレン	吹鳴（約45秒） 休止（約15秒）	警鐘	5点連打 ○—○—○—○—○
サイレン	吹鳴（約45秒） 休止（約15秒）				
警鐘	5点連打 ○—○—○—○—○				

区 分	内 容
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたるものとする。 (1) 警戒本部設置前における措置は次のとおりである。 ア 各所属の長は、地震に関する情報を受けたときは、防災担当筆頭課に通報する。 イ 防災担当筆頭課長は、通報又は直接収集した情報をとりまとめ、庁内各部課長に通報し重要事項と認めたときは市長等に報告する。 ウ 警戒本部が設置されたときは全ての情報及び資料を警戒本部に引き継ぐものとする。 (2) 警戒本部における措置は次のとおりである。 ア 警戒本部は災害に関する全ての情報を接受し、情報処理にあたる。 イ 自主防協力班員は、災害に関する情報を全て警戒本部に通報する。 (3) 情報の種類の主なものは、次のとおりである。 ア 避難の状況 イ 交通機関の運行及び道路交通の状況 ウ 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況 オ 情報の変容、流言等の状況 カ 住民生活、社会・経済活動等の状況 キ 避難の指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ） ク 志太消防本部職員・消防団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ） ケ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）
県地震災害警戒本部に対する報告	東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、中部方面本部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに行うものとする。 その主なものは、次のとおりである。 (1) 避難の状況 (2) 市において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

2 防災関係機関

区 分	内 容
東海地震予知情報等の収集及び伝達	県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	(1) 収集方法 各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。 (2) 警戒本部への報告 「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに報告するものとする。

第3節 広報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに市民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、要配慮者に配慮するものとする。

1 焼津市

区 分	内 容
広 報 事 項	市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるよう必要な事項について広報する。広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。 なお、広報事項はおおむね次のとおりである。 (1) 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味 (2) 避難対象地区に対する避難指示等 (3) 交通機関運行状況及び道路情報 (4) 家庭において実施すべき防災対策 (5) 自主防災組織に対する防災活動の要請
広報実施方法	(1) 同時通報用無線、コミュニティFM、CATV、広報車等 (2) 自主防災組織を通じての連絡 (3) 県に対する広報の要請 市が防災応急対策等の必要な広報を県へ要請する場合は、県が定める様式により広報文を添えて要請する。

2 防災関係機関

区 分	内 容
広 報 事 項	防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるよう必要な事項について広報する。広報する事項は県が定める「情報広報実施要領」による。 なお、その主なものは、次のとおりである。 (1) 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況 (2) 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
広報実施方法	広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、市と連携を密にするものとする。

3 市民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

市民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

情 報 源	情 報 内 容
緊急警報放送受信機付きラジオ	警戒宣言
ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等
同時通報用無線、コミュニティFM、CATV、広報車	主として市域内の情報、指示、指導等

情 報 源	情 報 内 容
携帯電話、スマートフォン	緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等
自主防災組織を通じての連絡	主として市からの指示、指導、救助措置等
インターネット	地域の情報・指示・指導等
サイレン、半鐘	警戒宣言が発せられたことの伝達

第4節 自主防災活動

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、市が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、市民の生命と財産を市民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

準備的措置	(1) 自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保 (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認 (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ (4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ (5) 東海地震注意情報発表時に、津波・山・がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の災害時要援護者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。 なお、避難の実施にあたっては、市や津波避難場所の施設管理者等と十分な連携を確保する。
-------	---

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容
自主防災組織本部の設営	自主防災組織の会長は、警戒宣言の発令とともに各班のリーダーを招集し、防災活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。(資料編(地震対策)別紙-4-1)
市職員の派遣	市長は、各自主防災組織の本部へ市職員(自主防協力班員)を派遣し、災害情報・避難状況等を自主防災組織を通じて収集し、警戒本部へ伝達する。
情報の収集・伝達	(1) 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。 (2) 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。 (3) 応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告する。
初期消火の準備	可搬ポンプ等の初期消火機材の点検及び準備を行い、初期消火活動に必要な態勢をとる。
防災用資機材等の配備・活用	防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

区 分	内 容	
家庭内対策の徹底	次の事項について、各家庭へ呼びかける。	
	家具の転倒防止	家具類の固定状況を確認する。
	落下等防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。
	出火防止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。避難時にはブレーカーを落としてから避難する。
	備蓄食料・飲料水の確認	備蓄食料及び飲料水を確認する。
	病院・診療所の外来診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。
避難活動	避難行動	(1) 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外の津波避難場所へ避難させる。避難状況を確認後、市に報告する。 (2) 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において津波避難場所まで搬送する。 (3) 山間地で津波避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に市長の避難の指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに津波避難場所まで避難する。
	避難生活	(1) 避難生活を行うに際し、あらかじめ定めた「避難生活計画書」等に基づき、避難所等における役割分担を行うとともに、避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備を行い、秩序ある避難所等の運営が迅速に行われるように努める。 (2) 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。 (3) 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市町等と連絡を取り、その確保に努める。
社会秩序の維持	(1) ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の伝達に努め、流言ひ語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。 (2) 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。	

第5節 緊急輸送活動

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

1 焼津市

区 分	内 容								
緊急輸送対象の基本方針	(1) 市の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。 (2) 市は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要求するものとする。 (3) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員、物資について行う。 (4) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。 (5) 警戒宣言発令後、相当期間が経過し、市内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ、県の地震災害警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。								
緊急輸送の対象となる人員、物資等	(1) 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材 (2) 緊急の処置を要する患者 (3) 観光客等 (4) その他 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。 ア 食料 イ 日用品等 ウ その他緊急に輸送を必要とするもの。								
輸送体制の確立	(1) 輸送の方法 <table border="1"> <tr> <td>陸上輸送</td><td>緊急輸送路により必要な輸送を行う。 (資料編(地震対策)別紙-5-1)</td></tr> <tr> <td>海上輸送</td><td>原則として海上輸送は行わないものとする。</td></tr> <tr> <td>航空輸送</td><td>県等のヘリコプターによるほか、県の警戒本部に対し、航空輸送のための自衛隊ヘリコプターの地震防災派遣を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。</td></tr> </table> (2) 輸送手段の確保 次により、輸送手段の確保を図る。 ア 市有車両の活用 イ 民間車両等の借上げ ウ 輸送手段確保のための県への協力要請 エ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請	陸上輸送	緊急輸送路により必要な輸送を行う。 (資料編(地震対策)別紙-5-1)	海上輸送	原則として海上輸送は行わないものとする。	航空輸送	県等のヘリコプターによるほか、県の警戒本部に対し、航空輸送のための自衛隊ヘリコプターの地震防災派遣を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。		
陸上輸送	緊急輸送路により必要な輸送を行う。 (資料編(地震対策)別紙-5-1)								
海上輸送	原則として海上輸送は行わないものとする。								
航空輸送	県等のヘリコプターによるほか、県の警戒本部に対し、航空輸送のための自衛隊ヘリコプターの地震防災派遣を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。								
緊急輸送の調整	市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは県警戒本部において調整を行う。この場合、次により調整することを原則とする。 <table border="1"> <tr> <th>優先順位</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>第1順位</td><td>市民等の生命の安全を確保するため必要な輸送(救急患者等の輸送等)</td></tr> <tr> <td>第2順位</td><td>防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送(防災活動拠点への人員、物資輸送等)</td></tr> <tr> <td>第3順位</td><td>地震発生後の活動の準備のための輸送(食料、日用品、防災資機材の輸送等)</td></tr> </table>	優先順位	内 容	第1順位	市民等の生命の安全を確保するため必要な輸送(救急患者等の輸送等)	第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送(防災活動拠点への人員、物資輸送等)	第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送(食料、日用品、防災資機材の輸送等)
優先順位	内 容								
第1順位	市民等の生命の安全を確保するため必要な輸送(救急患者等の輸送等)								
第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送(防災活動拠点への人員、物資輸送等)								
第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送(食料、日用品、防災資機材の輸送等)								

2 防災関係機関

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

第6節 自衛隊の支援

警戒宣言が発せられた場合、市は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の地震防災派遣要請を要求要請するものとする。

区 分	内 容
災害派遣要求範囲	警戒宣言発令後、自衛隊の支援を要求する事項は次のとおりである。 （１）航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供 （２）地震発生直前の現況航空写真の作成 （３）特定の緊急患者の移送 （４）防災要員等の輸送
県の現地警戒本部等に対する要求	市長は、知事に対し次の事項を示して、自衛隊の派遣要請の要求をする。 （１）派遣要請の要求事由 （２）派遣を希望する期間 （３）派遣を希望する区域及び活動内容 （４）その他参考となるべき事項
地震防災派遣部隊の受入	（１）市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。 （２）市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県中部方面本部との連絡調整を行う。

第7節 避難活動

市長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

なお、東海地震注意情報が発表されたときであっても、津波避難場所までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、市町や自主防災組織、津波避難場所の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要支援者等（介護者等も含む）の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

避難対策

区 分	内 容
基本方針	（１）市が、焼津市地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難の指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外の津波避難場所へ避難する。また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、津波避難場所までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。 （２）避難対象地区の住民等が津波避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地で津波避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。 （３）避難誘導や津波避難場所での生活にあたっては、要配慮者に配慮するものとする。

区 分	内 容	
基本方針	(4) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。	
避難のための指示	指示の基準	市長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。
	指示の伝達方法	市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、広報車等により避難の指示を行うものとする。また、警察署及び、海上保安部に対し、避難の指示の伝達について協力を要請するものとする。なお、市は、必要に応じ避難の指示に関し、テレビ・ラジオによる放送を県に依頼する。
	避難に関しての周知事項	市、志太消防本部及び焼津警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 (1) 避難対象地区の地区名 (2) 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災 応急対策の実施 (3) 避難経路及び避難先 (4) 避難する時期 (5) 避難行動における注意事項（携行品、服装等）
警戒区域の設定	警戒区域設定対象地域	市は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」（以下この章で「法」という。）第26条において準用する「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、上記の「避難に関しての周知事項」に準じて周知を図る。
	警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法	市長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。また、市長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。
避難方法	住民の避難	市と自主防災組織があらかじめ協議して定めた津波避難場所へ避難するものとする。
	病院、旅館、観光施設等不特定かつ多数が出入りする施設等の避難	(1) 施設等の管理者は、建物の耐震性等を考慮し、必要に応じてあらかじめ施設等の周辺の安全な場所を津波避難場所と定め、その場所及び避難路等を施設利用者に事前に周知徹底するとともに従事者に所要の訓練を実施するものとする。市が定めた津波避難場所を避難先とする場合は、あらかじめ市長と協議する。 (2) 避難の実施にあたっては、管理者及び従業員が安全に避難誘導するものとし、また、管理者は可能な限り津波避難場所での食料、飲料水、寝具の供給又はあっせんを行うものとする。
避難方法	保育園、幼稚園、学校の避難	(1) 幼児、児童、生徒は、あらかじめ定めた方法により保護者へ引き渡す。 (2) 引き渡しができない幼児、児童、生徒については、校内で適切な場所に避難するものとする。
	近隣市町への避難	津波警報が気象庁により発表された場合などは、近隣市町の協力により、一時的に市外へ避難することができるものとする。

区 分	内 容
避難計画の作成	避難実施等措置者は、あらかじめ市、自主防災組織、津波避難場所の施設管理者等と十分に調整を図り、津波避難場所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。 避難計画の策定にあたっては、要配慮者の避難誘導、津波避難場所での生活等に配慮するものとする。
避難状況の報告	(1) 市は、自主防災組織及び津波避難場所の施設管理者等から直接に、又は焼津警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。 ア 避難の経過に関する報告は危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。 (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。） (イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置 (ウ) 市等に対する要請事項 イ 避難の完了に関する報告は避難完了後、速やかに行う。 (ア) 津波避難場所名 (イ) 避難者数 (ウ) 必要な救助・保護の内容 (エ) 市等に対する要請事項 (2) 市は、避難状況について県へ報告する。

第8節 社会秩序を維持する活動

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、市民等の的確な防災対策を促進する。

区 分	内 容
予想される混乱	(1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関する流言 (2) 帰宅者による道路の混乱 (3) 電話のふくそう (4) 避難による混乱 (5) 自動車による道路交通の混乱 (6) 買出し、旅行者等の混乱
市の実施事項	(1) 市長は、東海地震注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、各種の混乱の生ずるおそれのあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、市民のとりべき措置について呼びかけを実施するものとする。 (2) 生活物資価格の異常な高騰、不当な売り惜しみ、買い占めが発生した場合は、市警戒本部を通じて生活物資の買い占め、売り惜しみの防止を啓発するとともに、県に対し「静岡県消費生活条例」に基づく措置を要請する。 (3) 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し活発な広報によりこれを鎮める。 (4) 県公安委員会の実施する交通規制に関する広報に努める。 (5) 警察と連絡を密にし、次の活動を行う。 ア 各種犯罪の発生状況の通報及び情報の収集・報告 イ 治安対策に必要な広報（避難の際の施錠、夜の一人歩き等） ウ 自主防災組織による地区内犯罪防止のための警備の指導

区 分	内 容
焼津警察署の実施事項	(1) 警戒区域、津波避難場所等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的な運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。なお、必要により臨時派出所を設置して防犯活動を行う。 (2) 犯罪情報の収集を行う。 (3) 駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配意した警戒活動を行う。 (4) 集団不法行為、暴行行為の予防、取締りを行う。 (5) 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し、適切な情報提供を行う。 (6) 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。 (7) 放射性物資、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。 なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。

第9節 交通の確保活動

警戒宣言発令時の陸上交通及び海上交通及び航空交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両、船舶、航空機又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

1 陸上交通の確保対策

(1) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
東海地震注意情報発表時	ア 走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。 イ 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。
警戒宣言発令時	ア 走行中の車両は次により行動する。 (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。 (イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしない。 (ウ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。 イ 避難のために車両を使用しない。ただし、山間部で徒歩による避難が困難な地域であらかじめ車両による避難が計画された地域を除く。

(2) 交通規制の方針

区 分	内 容
東海地震注意情報発表時	東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。 ア 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。 イ 警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。 ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートの選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

区 分	内 容
警戒宣言発令時	警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。 ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 イ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。 ウ 東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。 エ 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。 オ 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

(3) 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

区 分	内 容														
県内への一般車両の流入制限	隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合、県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。														
市内における車両の走行抑制	市内における一般車両の走行は極力抑制する。														
交通規制	警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。 緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、東富士五湖道路、中部横断自動車道、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路ほか														
緊急交通路等を確保するための措置	緊急交通路については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外の通行を禁止する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線</th><th>検問所設置場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新東名高速道路</td><td>長泉沼津IC、新富士IC、新清水IC、清水いはらIC、新静岡IC、藤枝岡部IC、島田金谷IC、森掛川IC、浜松浜北IC</td></tr> <tr> <td>東名高速道路</td><td>御殿場IC、裾野IC、沼津IC、浜松西IC、三ヶ日IC</td></tr> <tr> <td>東富士五湖道路</td><td>須走IC</td></tr> <tr> <td>東駿河湾環状道路</td><td>三島塚原IC、三島萩IC、長泉IC、沼津岡宮IC</td></tr> <tr> <td>国道138号バイパス</td><td>仁杉IC、ぐみ沢IC</td></tr> <tr> <td>西富士道路</td><td>広見IC、小泉若宮交差点</td></tr> </tbody> </table>	路 線	検問所設置場所	新東名高速道路	長泉沼津IC、新富士IC、新清水IC、清水いはらIC、新静岡IC、藤枝岡部IC、島田金谷IC、森掛川IC、浜松浜北IC	東名高速道路	御殿場IC、裾野IC、沼津IC、浜松西IC、三ヶ日IC	東富士五湖道路	須走IC	東駿河湾環状道路	三島塚原IC、三島萩IC、長泉IC、沼津岡宮IC	国道138号バイパス	仁杉IC、ぐみ沢IC	西富士道路	広見IC、小泉若宮交差点
路 線	検問所設置場所														
新東名高速道路	長泉沼津IC、新富士IC、新清水IC、清水いはらIC、新静岡IC、藤枝岡部IC、島田金谷IC、森掛川IC、浜松浜北IC														
東名高速道路	御殿場IC、裾野IC、沼津IC、浜松西IC、三ヶ日IC														
東富士五湖道路	須走IC														
東駿河湾環状道路	三島塚原IC、三島萩IC、長泉IC、沼津岡宮IC														
国道138号バイパス	仁杉IC、ぐみ沢IC														
西富士道路	広見IC、小泉若宮交差点														

(4) 緊急輸送車両の確認等

緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。これらの届出等及び確認の手続きについては、別に定める。

2 海上交通の確保対策

区分	内 容
東海地震注意情報発表時	海上保安部、港湾管理者、漁港管理者等は、警戒宣言が発令された時に講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。 (1) 港及び沿岸付近にある船舶及び荷役業者、漁業者等の港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。 (2) 利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の港湾施設の利用や、大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。 (3) 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止準備、船舶の退避準備等の準備的措置の実施を要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。
警戒宣言発令時	海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。 (1) 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等、船舶交通の制限を行う。 (2) 港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

第10節 地域への救援活動

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、市及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

準備的措置	(1) 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。 (2) 必要に応じて、緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。 (3) 緊急物資の流通在庫の著しい減少が生じた場合又はそのおそれが生じた場合は、市は県に対して、それぞれ調達又はその準備的措置を要請する。 (4) 市は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。 (5) 必要に応じて、緊急物資集積所等の開設準備を実施する。 (6) 市は医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 (7) 市は、広域搬送拠点の立上の準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 (8) 市民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。
-------	--

【警戒宣言発令時】

1 食料及び日用品の確保

(1) 調達方針

- ア 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。
- イ 市の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。
- ウ 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

(2) 焼津市、自主防災会及び市民がとる措置

実施主体	内 容
市	ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や市外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。緊急物資調達予定先は、資料編（地震対策）別紙－１０－１（２）アのとおり。 イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。 ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。 エ 緊急物資集積所の開設準備を行い、必要に応じて開設する。
自主防災組織及び市民	自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検・確認等緊急物資確保のための措置を実施する。また、市民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。

(3) 調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、市民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市は、県に対して緊急物資の調達を要請する。

2 飲料水の確保

市及び市民は地震発生後における飲料水等を確保するため、次の事項を実施する。

実施主体	内 容
市	(1) 市民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水の励行を呼びかける。 (2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。 (3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 (4) 応急復旧体制の準備をする。
市民	(1) 備蓄している飲料水を点検・確認し、飲料水及び生活用水を可能な範囲で貯水する。 (2) 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

3 医療救護、防疫、保健衛生活動及び廃棄物処理

市及び市民は、救急患者に対する医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

(1) 医療救護活動

内 容
市は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。 ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。 イ 救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。 ウ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。 エ 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。 オ 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

(2) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内 容
市	ア 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。 イ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。
自主防災組織	自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。

(3) 廃棄物処理

区 分	内 容
し尿処理	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。 ウ し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。 エ し尿収集車の緊急車両手続を準備する。 オ 仮設トイレが使用可能となるまでの間に備え、し尿・凝結処理剤及びポータブルトイレの購入及び確保の呼びかけを実施する。
廃棄物・がれき（生活系）・残骸物処理	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 仮集積場の確認を行う。 ウ ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。

第 1 1 節 市有施設設備等の防災措置

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において市及び各施設管理者が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、市民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができるものとする。

1 無線通信施設等

無線機器管理取扱規程に定めるところより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

なお、詳細については、別に定める焼津市防災行政無線管理運用規程による。

- (1) 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。
- (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機及び受信機用の乾電池を確保する。
- (3) 津波危険予想地域にある施設は、通信機及び発電機の高所への搬出等必要な措置を講ずる。
- (4) 現地本部等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。
- (5) 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

2 公共施設等

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、港湾、漁港、河川、海岸、ため池、道路、砂防、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。また、東海地震注意情報発表時には県の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
港湾及び漁港施設等	施設管理者は、次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。また、特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

港湾及び漁港施設等	<table border="1"> <tr> <td>岸壁等</td><td>耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる</td></tr> </table>	岸壁等	耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる
岸壁等	耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる		
河川及び海岸保全施設	施設管理者は、津波の危険がある地域においては、施設の点検に努めるとともに水門、樋門、陸閘等の点検や閉鎖準備のための配備を行う。また、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において閉鎖等の措置を講ずる。		
農業用施設	施設管理者は、警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。		
道路	道路管理者は、道路利用者に対して、広報車両・案内看板等により、東海地震注意情報の発表を周知する。また、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災緊急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。		
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	市及び県は、指定地等危険のおそれがある地域にあらかじめ定めた情報連絡の確認等を行い、必要に応じて警戒体制を整えるよう準備的措置を講ずる。		
工事中の公共施設、建築物、その他	施設管理者は、警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。		
災害応急対策上重要な庁舎	市は、消防防災センター（市災害対策本部）、焼津市立総合病院、水道庁舎、総合福祉会館等について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。		
水道施設	施設管理者は、警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら配水を継続する。		
庁舎等不特定かつ多数の者が出入する施設	施設管理者は、警戒宣言発令時の地震防災緊急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じ、施設利用者、職員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の対策を段階的又は部分的に実施することができる。		

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容		
港湾及び漁港施設等	施設管理者は、次の施設について、点検及び応急措置を講ずる。ただし、特定の者のみが利用する施設等については、利用者に必要な措置を要請するものとする。 <table border="1"> <tr> <td>岸壁等</td><td>耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する。</td></tr> </table>	岸壁等	耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する。
岸壁等	耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する。		
河川及び海岸保全施設	施設管理者は、津波の危険のある地域においては、水門、樋門、陸閘等の閉鎖操作を行う。		
農業用施設	施設管理者は、警戒宣言発令と同時に、管理者等に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じて、用水路の断水、又は減水を行う。		

区 分	内 容
道路	(1) 道路管理者は、車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を案内看板等により道路利用者に対し行う。 (2) 市は、緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。 (3) 市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。 (4) 市は、地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。 (5) 道路管理者は、幹線避難路における障害物除去に努める。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	市及び県は、指定地等危険のおそれがある地域にあらかじめ定めた情報連絡を行い、必要に応じて警戒体制を整える。
工事中の公共施設、建築物、その他	施設管理者は、工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
災害応急対策上重要な庁舎	市は、消防防災センター、焼津市立総合病院、水道庁舎、総合福祉会館等災害応急対策上重要な施設の建物について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。
水道施設	施設管理者は、溢水等を配慮した安全水位を確保し配水を継続する。
庁舎等不特定かつ多数の者が出入する施設	施設管理者は、警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用・営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。

3 コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

- ア コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。
 イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。
 ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、市民等の生活に密接に関係のある防災関係機関が市民等の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表された時は、市民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、市民等の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
水道（市水道事業）	飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。
電力 （中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（藤枝営業所））	電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

区 分	内 容	
ガス（東海ガス株式会社）	ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。	
通信 （西日本電信電話株式会社静岡支店、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店））	平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して継続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。	
放送 （日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）	東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。	
市中金融	金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、移動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。	
鉄道 （東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社）	列車の運転規制等	（１）旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列については、強化地域への進入を禁止する。 （２）貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。
	旅客等に対する対応	東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。
バス （しずてつジャストライン株式会社岡部営業所）	（１）平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 （２）帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。 （３）警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。	
道路	（１）平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 （２）警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。	

区 分	内 容
病院・診療所	(1) 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。 なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。 (2) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。 (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。 なお、必要に応じて入院患者の引渡しをすることができる。 (4) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。 なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しをすることができる。
スーパー等	(1) スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。 (2) 警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。また、営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。
漁港（静岡県焼津漁港管理事務所）	次の施設について、準備措置を講ずる。ただし、特定の者のみが利用する施設等については、利用者に必要な措置を要請するものとする。
	防潮施設等 (1) 津波の危険のある地域について、陸閘の閉鎖準備のための配備を行う。 (2) 水防資機材の点検、配備を行う。
	岸 壁 等 耐震岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる。

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容
水道（市水道事業）	(1) 飲料水の供給は継続する。 (2) 地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。
電力 （中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（藤枝営業所））	(1) 必要な電力の供給は継続する。 (2) 地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。
ガス（東海ガス株式会社）	(1) ガスの供給は、ガス使用者が支障を来さない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。 (2) 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。

区 分	内 容
通信 (西日本電信電話株式会社静岡支店、株式会社NTTドコモ東海支社(静岡支店))	(1) あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。また、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。 (2) 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。
放送 (日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社)	臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。
市中金融	金融機関の営業 (1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。 ア 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金(総合口座を含む。以下同じ。)の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。 イ 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。 ウ 現金自動預払機(以下「ATM」という。)については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。 エ 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。 (2) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。 ア 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。 イ ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。 ウ ATMの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。 (3) 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。 (4) 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。 (5) 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。
	保険会社及び証券会社の営業 (1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。 (2) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。 (3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。 (4) 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。

区 分	内 容		
鉄道 （東海旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社）	列車の運転規制等	新幹線	ア 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。 イ 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。 ウ 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。
		在来線	ア 強化地域への進入を禁止する。 イ 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。 ウ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。
	旅客等に対する対応		ア 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。 イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係自治体の定める津波避難場所へ避難させる等必要な措置をとる。
バス （しずてつジャストライン株式会社岡部営業所）	（１）バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、市のサイレン・半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。 （２）警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。		
道路	（１）強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。 （２）強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。 （３）強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。 （４）高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。 （５）走行車両は低速走行する。		
病院・診療所	（１）救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、器機等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。 （２）建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。 （３）建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。		

区 分	内 容	
スーパー等	(1) スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。 (2) 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。 (3) 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。	
漁港（静岡県焼津漁港管理事務所）	次の施設について、点検及び応急措置を講ずる。ただし、特定の者のみが利用する施設等については、利用者に必要な措置を要請するものとする。	
	防潮施設等	津波の危険のある地域について、陸閘の閉鎖操作を行う。
	岸 壁 等	耐震岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する。

第 1 3 節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画を定める。

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は、次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	(1) 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
	(2) 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項
	ア 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項
	イ 情報収集・伝達手段の確保に関する事項
	ウ 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
	エ 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項
	オ 避難誘導の方法、近隣の津波避難場所・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項
	カ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認
	キ その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項

共通に定めるべき事項	(3) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること ア 東海地震注意情報の内容と意味等 イ 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容 ウ 冷静な対応の実施 エ 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報 オ 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容 カ 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容 キ その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報
	(4) 避難対象地区内にある施設の準備的措置 避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は、次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	(1) 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項 (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項 ア 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制 イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等 (3) 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項 ア 利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項 イ 情報収集・伝達手段の確保 ウ 救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項 エ 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 オ 設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項 カ 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項 キ 警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項 ク 商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項 キ その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項 (4) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること ア 警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等 イ 当該施設における地震防災応急対策の内容 ウ 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報 エ その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報 (5) 避難対象地区内の施設の避難対策 避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた津波避難場所等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

2 各施設・事業所の計画において定める個別事項

各施設の特殊性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	
病院・診療所	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。
	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	
スーパー等	東海地震注意情報発表時	(1) 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。 (2) 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。 (3) 県や市等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。 (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
	警戒宣言発令時	(1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。 (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。 (3) 県や市等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。 (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 (法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所)	東海地震注意情報発表時	警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。
	警戒宣言発令時	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
一般旅客運送に関する事業(法第7条第1項第3号に掲げる事業所)	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】鉄道、バスに準ずる。
	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】鉄道、バスに準ずる。
学校・幼稚園・保育所・認定こども園	県教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。 また、県は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。 学校、幼稚園、保育所、認定こども園(以下「学校等」という。)は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、園児、児童、生徒(以下「生徒等」という。)の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の津波避難場所・避難所指定の有無等を考慮するものとする。 生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。	

施設・事業所		地震防災応急計画に定める個別事項	
学校・幼稚園・ 保育所・認定こども園	東海地震 注意情報 発表時	生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は授業や保育等を中止し、安全確保のため避難誘導又は家族等への引渡しなどの必要な対策を行う。特に学校の場合は、危険が回避されたと判断されるまでは校内の安全な場所に生徒等を待機させるなどの対策をする。 なお、学校での待機、家族等への引渡しについては、保護者と十分に協議しておくものとする。	
	警戒宣言 発令時	生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止した上で避難誘導を行い、安全が確認(警戒宣言の解除等)されるまで校内の安全な場所に待機又は家族等への引渡しなど、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。また、在宅中の場合は、登校・登園(所)しないものとする。 なお、学校での待機、家族等への引渡しについては、保護者と十分に協議しておくものとする。	
社会福祉施設	東海地震 注意情報 発表時	(1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。 (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 ア 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置 イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置	
	警戒宣言 発令時	(1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。 (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 ア 家族等への引渡し イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送	
放送事業	東海地震注意 情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】の放送に準ずる。	
	警戒宣言 発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】の放送に準ずる。	
その他の施設又は事業	道路	東海地震注意 情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】道路に準ずる。
		警戒宣言 発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】道路に準ずる。
	ガス事業	東海地震注意 情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】ガスに準ずる。
		警戒宣言 発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】ガスに準ずる。
	水道事業	東海地震注意 情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】水道(市水道事業)に準ずる。
		警戒宣言 発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】水道(市水道事業)に準ずる。

施設・事業所		地震防災応急計画に定める個別事項	
その他の施設又は事業	電気事業	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】電力に準ずる。
		警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】電力に準ずる。
	従業員1000人以上の工場	東海地震注意情報発表時	警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 なお、従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。
		警戒宣言発令時	防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

第14節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

市が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

市が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容	
各施設が共通して定める事項	(1) 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達 (2) 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立 (3) 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置 (4) 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検	
施設の特性に応じた主要な個別事項	病院、学校、社会福祉施設等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。	
	病院	東海地震注意情報発表時の診療体制
	学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置 イ 地域住民の津波避難場所又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
	社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容	
各施設が共通して定める事項	(1) 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達 (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立 (3) 避難誘導等利用者等の安全確保措置 (4) 消防、水防等の事前措置 (5) 応急救護 (6) 施設及び設備の整備及び点検 (7) 防災訓練及び教育、広報	

区 分	内 容	
施設の特性に 応じた主要な 個別事項	病院、学校、社会福祉施設等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。	
	病院	警戒宣言発令時の診療体制
	学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置 イ 地域住民の津波避難場所又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
	社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法